

令和8年3月佐川町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 令和8年3月13日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和8年3月13日 午前9時宣告

開 議 令和8年3月13日 午前9時宣告（第5日）

応招議員 1番 東 祐太朗 2番 田村 雅之 3番 安田 節子  
4番 齋藤 光 5番 岡林 哲司 6番 山本 和輝  
7番 田村 幸生 8番 宮崎知恵子 9番 西森 勝仁  
10番 下川 芳樹 11番 松浦 隆起 12番 中村 卓司  
13番 岡村 統正

不応招議員 な し

出席議員 1番 東 祐太朗 2番 田村 雅之 3番 安田 節子  
4番 齋藤 光 5番 岡林 哲司 6番 山本 和輝  
7番 田村 幸生 8番 宮崎知恵子 9番 西森 勝仁  
10番 下川 芳樹 11番 松浦 隆起 12番 中村 卓司  
13番 岡村 統正

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	副 町 長	田村 正和
教 育 長	濱田 陽治	教 育 次 長	岡田 秀和
総 務 課 長	横畠 克彦	まちづくり推進課長	安岡 裕美
会計管理者兼会計課長	上田 くみ	住 民 課 長	廣田 春秋
産業振興課長	下八川久夫	建 設 課 長	吉野 広昭
農業委員会事務局長	藤本 雅徳	健康福祉課長	岡崎 省治
病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山崎 有岐	議会事務局書記	吉田 智哉
--------	-------	---------	-------

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	なし
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和8年3月佐川町議会定例会議事日程〔第5号〕

令和8年3月13日 午前9時開議

- |       |        |                              |
|-------|--------|------------------------------|
| 日程第1  | 議案第3号  | 令和7年度佐川町一般会計補正予算(第8号)        |
| 日程第2  | 議案第4号  | 令和7年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)  |
| 日程第3  | 議案第5号  | 令和7年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第4  | 議案第6号  | 令和7年度佐川町学校給食特別会計補正予算(第1号)    |
| 日程第5  | 議案第7号  | 令和7年度佐川町介護保険特別会計補正予算(第4号)    |
| 日程第6  | 議案第8号  | 令和7年度佐川町農業集落排水事業会計補正予算(第4号)  |
| 日程第7  | 議案第9号  | 令和7年度佐川町水道事業会計補正予算(第3号)      |
| 日程第8  | 議案第10号 | 令和7年度佐川町病院事業特別会計補正予算(第1号)    |
| 日程第9  | 議案第11号 | 令和8年度佐川町一般会計予算               |
| 日程第10 | 議案第12号 | 令和8年度佐川町国民健康保険特別会計予算         |
| 日程第11 | 議案第13号 | 令和8年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算        |
| 日程第12 | 議案第14号 | 令和8年度佐川町学校給食特別会計予算           |
| 日程第13 | 議案第15号 | 令和8年度佐川町介護保険特別会計予算           |

日程第14	議案第16号	令和8年度佐川町農業集落排水事業会計予算
日程第15	議案第17号	令和8年度佐川町水道事業会計予算
日程第16	議案第18号	令和8年度佐川町病院事業特別会計予算
日程第17	議案第19号	特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第20号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第21号	佐川町空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第22号	さかわぐるぐるバスの運行に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第23号	旧黒岩中央保育所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第22	議案第24号	佐川おもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第25号	佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第26号	佐川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第25	議案第27号	佐川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第28号	佐川町子ども・子育て支援法第82条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第29号	佐川町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	議案第30号	第6次佐川町総合計画の策定について
日程第29	議案第31号	池田団地集会所の指定管理者の指定について
日程第30	議案第32号	富士見町公民館の指定管理者の指定について

- 日程第31 議案第33号 三野公民館の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第34号 旧伊藤蘭林塾の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第35号 ロ481号客車展示施設の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第36号 名教館の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第37号 佐川文庫庫舎の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第38号 町道路線の認定について
- 日程第37 議案第39号 町道路線の変更について
- 日程第38 議案第40号 高吾北広域町村事務組合の共同処理する事務の変更について
- 日程第39 発議第1号 「憲法前文 平和を愛する諸国民に該当しない国に対して憲法解釈を変更し、憲法九条の適用除外を求める」ことについての意見書
- 日程第40 議員派遣について
- 日程第41 委員会の閉会中の継続審査及び調査について



議長（松浦隆起君）

おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員数は13人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第3号、令和7年度佐川町一般会計補正予算（第8号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第3号、令和7年度佐川町一般会計補正予算（第8号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第3号は可決されました。

日程第2、議案第4号、令和7年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第4号、令和7年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に

ついて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第4号は可決されました。

日程第3、議案第5号、令和7年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第5号、令和7年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第5号は可決されました。

日程第4、議案第6号、令和7年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第6号、令和7年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第6号は可決されました。

日程第5、議案第7号、令和7年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第7号、令和7年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第7号は可決されました。

日程第6、議案第8号、令和7年度佐川町農業集落排水事業会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第8号、令和7年度佐川町農業集落排水事業会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第8号は可決されました。

日程第7、議案第9号、令和7年度佐川町水道事業会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第9号、令和7年度佐川町水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第9号は可決されました。

日程第8、議案第10号、令和7年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第10号、令和7年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第10号は可決されました。

日程第9、議案第11号、令和8年度佐川町一般会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、齋藤君。

4番（齋藤光君）

私のほうから2点、お聞きしたいと思います。

1点目は、里山林整備補助金事業として180万円計上されていますが、その詳しい事業内容についてお聞かせください。

もう1点は、道の駅指定管理料が、去年度の予算から比べて600万円ほど増額しているんですが、その増額の理由を教えてください。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

まず、里山林整備事業ですが、里山林整備事業では森林法に基づく樹木の伐採を対象として、2つの事業メニューを設ける予定でございます。

1つは里山林整備として、現況が里山林となっている山林の伐採に対して、必要経費の2分の1を、上限30万で助成するものです。

もう1つは危険木処理として、住家や神社などに被害を与えるおそれがある里山林から生えている大きな樹木を伐採するために、必要となる経費の2分の1を、上限30万で助成するものです。

補助金の申請者としては、いずれのメニューも自治会からの申請を考えております。

次に、道の駅の指定管理料増額の理由でございますが、指定管理料の令和8年度の算定をするにあたりまして、指定管理に基づく公共事業部分の令和6年度の管理実績及び令和7年度の実績見込みに基づき、公共事業に含める経費を再算定した結果、現在予算計上しております、2,709万5千円が適切な指定管理料だと考えて計上をしております。

議員がおっしゃりますように、令和7年度より増額になっておりますが、今回、実績に基づき再算定をした結果となっておりますので、今後の指定管理料につきましては、人件費や物価高騰の影響など、そのほか特殊な事情がない限りは、いたずらに増額するものではありませんので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

7番、田村君。

7番（田村幸生君）

子ども・子育て支援金制度における住民の負担割と今後の負担見込み見通しについてお伺いします。よろしく願いします。

議長（松浦隆起君）

住民課長、廣田君。

住民課長（廣田春秋君）

はい、お答えをいたします。

この令和8年度より開始をされます、子ども・子育て支援金制度につきましては、子育て世代を全世代で支える制度ということで、国の少子化対策が強化されますので、その財源として、国保税になりますけれども、国保税のほうにも支援金が賦課されるということになっております。

佐川町の場合は、所得割と均等割で算定をいたしますけれども、所得割が0.26%、均等割につきましては1,600円、これにプラスして18歳未満の方からは取りませんので、その分の100円をプラスして年額1,700円ということになります。なお、この額については県が試算をしました佐川町の標準保険料とほぼ同額となっております。

この率、額につきましては、8年度から10年度にかけては激変緩和期間ということで、国が特例公債を発行して財源を確保しますので、ただ、それはあくまでも激変緩和の期間ということですので8年度から9年度、10年度と段階的に支援金の負担は増えていくということになります。以上です。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

9番、西森君。

9番（西森勝仁君）

私から3点ほど、お尋ねをいたします。

まず51ページ、2款総務費、1項総務管理費、4目企画費、12節委託料の中に、人口減少対策プロモーション委託料として220万円が計上されておりました、この事業につきましては、昨年度の事業にもあったんじゃないかと思えますし、また、この前の勉強会のときも担当課長から少しご説明をいただいたわけでありまして、いまいち、よく分からないわけでありまして、このプロモーションというのはAIによりまして、商品あるいはサービス、こういったものを宣伝・広告して、その利用促進を図ることを目的とする。こういった活動全般のこのようでありまして、この予算に出ている佐川町の場合、もう少し具体的にどんなものか、その事業内容と期待する効果はどういうものなのかお尋ねをします。

次に57ページ、2、2、1目税務総務費、12節委託料の中に航空写真撮影委託料として210万1千円が計上されています。これはどういうものなのか。私も昭和の時代には、こうした航空写真をよく利活用したものでありますが、今の時代であります。商業衛星もたくさん飛んでおりまして、課税客体の把握

にしましても、テレビでおなじみの「ポツンと一軒家」のように、もう本当に簡単にスマホでも鮮明なものが見つかることができるわけではありますが、なぜ航空写真なのか。また、今どきそんな会社があるのか、お尋ねをいたします。

次に3点目、139ページ、9、4、3の図書館費の、12節委託料の中に坂東眞砂子作品コーナー設置委託料30万円が計上されております。私もこの企画には、もろ手を挙げて賛成するものでありますが、これはどの程度の規模で、これからずっと常設コーナーになるものか。

以上、3点をお尋ねします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

私のほうから、人口減少対策プロモーション事業の内容についてご説明させていただきます。

令和7年度には、県の人口減少対策総合交付金を活用しまして、ショート動画を作成し、インスタグラム、フェイスブック、YouTube広告等で発信を行いました。佐川町の暮らしやすさや魅力を効果的に発信し、佐川町の認知度、知名度の向上を図るとともに、移住、定住、人口の拡大につなげるため、若年層の移住関心層に向けた情報発信を行っております。

冬の移住フェアに、今回、冬の移住フェアに合わせ、東京・神奈川・埼玉の関東圏と、大阪府・京都府・兵庫県の関西圏在住の18歳から39歳までのファミリー層、または独身層をターゲット層とし、15秒のショート動画を発信いたしました。

視聴回数につきましては、フェイスブック、インスタグラムで約104万回表示して、動画100%再生回数が約10万2千回。YouTubeでは約84万回の表示で、100%再生回数が23万回でした。

想定を超える視聴回数であったことや、移住相談会前に情報発信したことにより、東京・大阪での移住相談会の相談者数も増加するなど効果が見られたことから、令和8年度も継続して魅力や認知度向上の情報発信の取り組みを実施し、また新たに、移住定住に特化したプロモーションについても実施するため、110万円を2回の220万円の予算を計上しております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

住民課長、廣田君。

住民課長（廣田春秋君）

はい。私からは2款、2項、1目税務総務費、12節の委託料、航空写真撮影委託料につきましてご説明させていただきます。

この航空写真委託料 210 万 1 千円につきましては、佐川町全域の航空写真を高度約 3 千メートルから、国土交通省の基準にのっとりまして撮影をするという業務を委託するものです。この撮影された写真はですね、データ化をしまして土地評価システムに取り込み、土地を評価する際の画地計算に活用いたします。

また、地籍調査のシステムはございまして、そことデータを統合することで、開発計画とか、あと道路の管理、農地管理、あと防災業務等、役場全般の業務に活用をしております。

衛星でできるのではないかというお話もありましたけれども、確かに近年衛星の画像を使用する自治体もありますけれども、雲が映り込むということで、その雲とかその影でなかなか土地が見えないという場合があるということと、あと画像もですね、やっぱりまだ解像度は写真で撮ったほうが高いということで、細かい確認ができない箇所もあるというような課題も依然としてあるということになります。

あとは、そんな会社はあるかということですが、少なくとも 3 つの見積りを、今回取って予算の計上にはしておりますので、そういう航空写真を撮る会社はまだあるということです。以上、よろしく申し上げます。

議長（松浦隆起君）

教育次長、岡田君。

教育次長（岡田秀和君）

私のほうからは 9 款、4 項、3 目図書館費、12 節委託料、坂東眞砂子作品コーナー設置委託料 30 万円についてご説明をさせていただきます。

図書館さくどにつきましては、開館以来、この坂東氏のコーナーの検討もしておったということですが作品数、資料等が少ないということで、現実に至っておりませんでした。

この 1997 年に坂東氏が直木賞を受賞したのを機に、斗賀野文化の会というものが発足されまして、様々な文化活動を 30 年近く続けてこられました。今回、活動を中止するということになりまして、同団体より 30 万円の寄附をいただきまして、図書館さくどの一角で、この坂東氏に関する企画展などをしていただけないかというお話がございました。

先ほども申しましたように、図書館さくどには坂東氏に関する資料が少ない状況でありますので、関係機関などからお借りしながら、こういったことをやっていかななくてはならないということですので、内容また委託先等につきましても今後検討しながら、期間限定での特別展のようなものを開催したいというふうに考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

西森君。

9 番（西森勝仁君）

ただいま、それぞれの課長からご答弁をいただきまして、よく理解をいたしました。それぞれの効果を上げるようお願いをしておきます。以上です。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

13 番、岡村君。

13 番（岡村統正君）

139 ページ、14 節の教育集会所改修工事の内訳が分かれば教えていただきたいと思います。

議長（松浦隆起君）

教育次長、岡田君。

教育次長（岡田秀和君）

はい、お答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、教育集会所のほうが、建設以来年数が経っておりまして、入口のドアが、もうなんていいますか、ずれて開きにくい状況になっております。ですので、今回はこのドアの改修に加えまして、あとちょっと周辺が、特に冬場は暗くなりますので、そこに照明設備のほうを併設して工事するというのを合わせた金額になっております。説明は以上です。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

12 番、中村君。

12 番（中村卓司君）

農業基盤整備事業の中で、可動堰の予算が特別、今年の予算ということで計上されておるんですが、私どもの住んでるところ、虎杖野地区ですけど、岡崎の可動堰、いわゆるこれの対象になってる堰が壊れまして。最初はポンプでくみ出したりしてですね、これは田んぼができんがやないろうかという心配しましたけども、奇跡的というか穴の空いた状態で、膨らんだ状態で水が通るようになって、去年は水田ができたんですけども。

こういう可動堰が数か所、佐川町にはあるわけで、突発的にこういった事故のように予算がいるというような内容で心配をされるんですが、できればですね、目的基金という形でですね、この積立てをしながら、災害が起きたときにすぐにですね、災害というか事故が、壊れたのに対処するために基金というもので対応してはどうかと。

それに目的基金でございますので、いわゆるいろいろなものに使うということじゃなくて、本当に可動堰のための予算をあげるという予算が要るべきではないかというふうに思いますけれども、お答えをお願いいたします。

それと、この岡崎の堰ですね、国の予算、県の予算、それから町の予算、一般財源こう載ってますけれども、どういう割合でこの1億1,600万ですかね、のそういう補助対象の割を教えてくださいたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

堰の基金というところですけども、これまで岡崎堰以外のところでもこういった事案は発生をしております。その中で、緊急の対応が必要となりますので、その場合は予備費を活用させていただいたり、あとは補正予算によって対応させていただいているというような状況でございますので、今後、そういったことが起こった場合には、また同様の対応をさせていただきたいというところで考えております。

また、岡崎堰の改修工事につきましては、国の事業の農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用させていただいております、この負担割合につきましては、国50%、県15%、町が35%というような内容となっております。

今後、また改修が必要な堰があればですね、こういった事業を活用して対応していくというところで考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

ご質問の中にですね、目的の基金はということだと思いますけれども、農業の、農業施設の老朽化に伴う費用については、今後増える可能性があつてですね、課題であるというふうに考えております。

そうした事態に対応するための基金ということになるとは思いますけれども、現在、施設等整備基金というものがあつて、その基金に必要なお金を積み立ててですね、また必要に応じて運用するようにしてあつて、農業施設につきましても、それで対応できるというふうに考えてあつて、今のところ新たな基金をつくるということは考えておりません。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第 11 号、令和 8 年度佐川町一般会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員。

したがって、議案第 11 号は可決されました。

日程第 10、議案第 12 号、令和 8 年度佐川町国民健康保険特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

9 番、西森君。

9 番(西森勝仁君)

私から国保特会につきまして、2 点ほどお尋ねをいたします。

21 ページ、5 款保健事業費、1 項、1 目保健衛生普及費の、12 節委託料の中にジェネリック医薬品使用促進通知委託料なるものが 95 万円が計上されています。これは医療費を抑制するための啓発であろうかとも思います。

私もいろいろな薬をもらっているわけでありますが、こうした通知も当然ももらっているわけであります。ジェネリック使用といっても現実的には病院へ行って、病院の先生からもらった、病院が発行してもらった処方箋をそのまま薬局に持って行って、何のわだかまりもなく、ちゅうちょなくそれを出して薬をもらって帰るのが一般的であろうかとも思います。

そこでお尋ねをいたしますが、この処方箋の中に、私も見たことはありませんけれども、ジェネリック可とか不可とか書いてあるものなのかどうか。

また、これを決めるのは病院のドクターか、あるいは薬局の薬剤師か。誰がこれを判定して決めるのか。

そして、この使用促進事業は進んでいるかどうか、この検証というものはどこがするのか。そして、その事業効果というものは、91 万円程度の事業効果というものが上がっているのか。

そしてもう1点、昨年の12月議会で国保会計の中で、町民の要望として、健康増進のためのウォーキングマシン、バイク、こういった器具をかわせみのエントランスホールに置いてもらえないかという町民の要望をお伝えしておったところではありますが、どのようになったのか。予算措置はされているのか、お尋ねをいたします。

議長（松浦隆起君）

住民課長、廣田君。

住民課長（廣田春秋君）

はい、お答えをいたします。

まずは、ジェネリック医薬品使用促進通知委託ということですが、この事業につきましては、国保の被保険者に対しまして、先発医薬品から後発医薬品、いわゆるジェネリックに切り替えた場合の自己負担の軽減額を通知をいたしまして、ジェネリックの使用を促すという業務を委託するもので、これは県下全市町村で実施をされているというものになります。

お尋ねでジェネリックを使えないとか、使えるよというような通知があるか、通知というか、ただし書というようなものがあるかということですが、ジェネリックに変えることが駄目な薬も確かにありますので、そういう場合はジェネリックに不可というような記載が押して処方箋を出すというようなことです。

実際、誰がジェネリックの切替えを決めるかということですが、一般的にはお医者さんとか、薬剤師さんに患者さんが相談をして、ジェネリックに変えたいけどというような相談をして、そしたら、この薬やったら大丈夫ですねというような合意を得て、ジェネリックにしましょうというような形で決定をしていくという流れになるそうです。

あと効果ということですが、これ佐川町のジェネリックの使用割合というものがありまして、それを見ますと、平成31年3月が72.4%。直近のデータですと、令和7年3月は85%と、10ポイント以上向上をしております。

ただ一概に、この通知だけで効果が出たとは言えませんけれども、通知をすることでジェネリックの認知度を上げるという効果と、ジェネリックに切り替えるきっかけづくりということには、効果は一定あるのではないかと、いうふうに考えております。

次が、ウォーキングマシン等そういう機器を整備できないかというお話ですが、確かに国保会計では保健事業を実施をするというときにですね、国・県の交付金を活用しておりますけれども、対象事業が健康教育とか健康相

談といった、いわゆるソフト事業に当たるということで、県の担当課にも確認をしましたがけれども、議員お尋ねの機器を購入するというようなものに該当するメニューはないというのが現状で、今回は予算措置をしておりません。以上です。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 12 号、令和 8 年度佐川町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 12 号は可決されました。

日程第 11、議案第 13 号、令和 8 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 13 号、令和 8 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 13 号は可決されました。

日程第 12、議案第 14 号、令和 8 年度佐川町学校給食特別会計予算について、  
質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 14 号、令和 8 年度佐川町学校給食特別会計予算について、原案のと  
おり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 14 号は可決されました。

日程第 13、議案第 15 号、令和 8 年度佐川町介護保険特別会計予算について、  
質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 15 号、令和 8 年度佐川町介護保険特別会計予算について、原案のと  
おり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 15 号は可決されました。

日程第 14、議案第 16 号、令和 8 年度佐川町農業集落排水事業会計予算につ  
いて、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 16 号、令和 8 年度佐川町農業集落排水事業会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 16 号は可決されました。

日程第 15、議案第 17 号、令和 8 年度佐川町水道事業会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 17 号、令和 8 年度佐川町水道事業会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 17 号は可決されました。

日程第 16、議案第 18 号、令和 8 年度佐川町病院事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 18 号、令和 8 年度佐川町病院事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 18 号は可決されました。

日程第 17、議案第 19 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 19 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 19 号は可決されました。

日程第 18、議案第 20 号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 20 号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 20 号は可決されました。

日程第 19、議案第 21 号、佐川町空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番、齋藤君。

4 番 (齋藤光君)

はい、お聞かせください。

空き家活用住宅は、地域おこし協力隊などの移住者の住居として活躍してきた経緯がありますが、この 4 つの住宅を削る理由をもう一度お聞かせください。

そしてまた、今後、空き家活用住宅の方針はどうなっているのか。移住者の住宅需要に対して、どのように対応していくのかを教えてください。

議長 (松浦隆起君)

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長 (安岡裕美君)

お答えさせていただきます。

空き家活用住宅につきましては、契約期間 10 年間で町が所有者から借り上げ、改修を行い、移住者に貸し出していたものとなっております。今回の条例改正では、契約期間が満了となった 4 件について所有者にお返しするため、削除するものです。

今後につきましては、再度、新たな空き家活用住宅を設置する予定とはしておりません。空き家活用住宅の件数は減ることになりますが、移住者の住宅需要に対しましては、活用できる空き家の掘り起こしを行い、空き家バンクへの登録を増やしていくことなどにより対応していきたいと考えております。

議長 (松浦隆起君)

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 21 号、佐川町空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 21 号は可決されました。

日程第 20、議案第 22 号、さかわぐるぐるバスの運行に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 22 号、さかわぐるぐるバスの運行に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 22 号は可決されました。

日程第 21、議案第 23 号、旧黒岩中央保育所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番、齋藤君。

4 番 (齋藤光君)

旧黒岩保育所ですが、ものづくり・芸術などの地域おこし協力隊の活動拠点となっていたわけですが、近年、利用者がいないということで廃止というのは分かるのですが、今後、旧黒岩保育所の建物の今後の方針などがあれば教えて

ください。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

旧黒岩保育所の建物に関しましては、建物の劣化が著しく、特に雨漏りがひどい状態で、屋根に関しましては全体の補修が必要な程度となっております。

また、利用者もいなくなっておりますから、今後、廃止とするものです。

今後につきましては、令和8年度の予算には計上しておりませんが、取り壊しについても視野に入れ、検討してまいります。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第23号、旧黒岩中央保育所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第23号は可決されました。

日程第22、議案第24号、佐川おもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、齋藤君。

4番（齋藤光君）

はい。この議案では町内の利用者料金は据置きで、町外の方の利用者料金を上げるということですが、現在、おもちゃ美術館の利用者の町外利用者の割合ですね、割合はどうなっているのかお答えください。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

はい、お答えいたします。

おもちゃ美術館の町外の利用者の割合は、約 95%となっております。以上です。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 24 号、佐川おもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 24 号は可決されました。

日程第 23、議案第 25 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 25 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 25 号は可決されました。

日程第 24、議案第 26 号、佐川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 26 号、佐川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 26 号は可決されました。

日程第 25、議案第 27 号、佐川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 27 号、佐川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 27 号は可決されました。

日程第 26、議案第 28 号、佐川町子ども・子育て支援法第 82 条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 28 号、佐川町子ども・子育て支援法第 82 条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 28 号は可決されました。

日程第 27、議案第 29 号、佐川町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 29 号、佐川町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 29 号は可決されました。

日程第 28、議案第 30 号、第 6 次佐川町総合計画の策定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番、齋藤君。

4 番（齋藤光君）

はい。では、総合計画案の住民アンケートの中で、今後 10 年間で佐川町はどのような分野に特に力を入れるべきかという項目について、企業誘致、雇用の確保が 35.1%と最も高い数値になっていますが、総合計画案の中ではどのような将来を描いているのかお聞かせください。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

総合計画の中の基本計画におきまして、各分野の取り組みについて記載しておりますが、その中の産業・観光の分野におきまして、仕事や担い手不足への取り組み、企業誘致について記載しております。

佐川町の基幹産業である農業や林業、商工業がやりたい仕事として選ばれ、安定的に収入が得られるよう、また、併せて町の課題である担い手不足にも対応できるよう支援に取り組んでまいります。

農業では生産性や所得の向上への支援など、林業においても所得向上の仕組みづくりなど、商工業ではスモールビジネスや起業支援などの、商工振興に取り組んでいくこととしております。

近年では、望まれる仕事の種類も多様化しており課題も多いとは思いますが、企業誘致につきましても県と情報共有を行い、また、るさと納税を活用した事業などについても検討してまいりたいと考えております。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 30 号、第 6 次佐川町総合計画の策定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 30 号は可決されました。

ここで10時10分まで休憩します。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時10分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第29、議案第31号、池田団地集会所の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第31号、池田団地集会所の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第31号は可決されました。

日程第30、議案第32号、富士見町公民館の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 32 号、富士見町公民館の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 32 号は可決されました。

日程第 31、議案第 33 号、三野公民館の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 33 号、三野公民館の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 33 号は可決されました。

日程第 32、議案第 34 号、旧伊藤蘭林塾の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 34 号、旧伊藤蘭林塾の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 34 号は可決されました。

日程第 33、議案第 35 号、ロ 481 号客車展示施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 35 号、ロ 481 号客車展示施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 35 号は可決されました。

日程第 34、議案第 36 号、名教館の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 36 号、名教館の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 36 号は可決されました。

日程第 35、議案第 37 号、佐川文庫庫舎の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 37 号、佐川文庫庫舎の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 37 号は可決されました。

日程第 36、議案第 38 号、町道路線の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 38 号、町道路線の認定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 38 号は可決されました。

日程第 37、議案第 39 号、町道路線の変更について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 39 号、町道路線の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 39 号は可決されました。

日程第 38、議案第 40 号、高吾北広域町村事務組合の共同処理する事務の変更について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 40 号、高吾北広域町村事務組合の共同処理する事務の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 40 号は可決されました。

日程第 39、発議第 1 号、「憲法前文 平和を愛する諸国民に該当しない国に対して憲法解釈を変更し、憲法九条の適用除外を求める」ことについての意見書を議題とします。

提案者の説明を求めます。

8 番、宮崎さん。

8 番 (宮崎知恵子君)

発議第 1 号、令和 8 年 3 月 13 日、佐川町議会議長、松浦隆起様。

提出者、佐川町議会議員、宮崎知恵子。賛成者、佐川町議会議員、西森勝仁。

「憲法前文 平和を愛する諸国民に該当しない国に対して憲法解釈を変更し、

憲法九条の適用除外を求める」ことについての意見書。

上記の議案を、別紙のとおり、佐川町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

(以下、「憲法前文 平和を愛する諸国民に該当しない国に対して憲法解釈を変更し、憲法九条の適用除外を求める意見書」朗読)

以上、よろしく願いいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、齋藤君。

4番（齋藤光君）

はい、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

非常に勉強不足、自分が勉強不足で申し訳ないのですが、現在の解釈に対しての変更の意見書として認識しておりますが、現在の解釈がどうなっているのか、1点教えていただきたいのと、2点目が平和を愛する諸国民ではない国に対しての憲法九条の適用除外ということですが、平和を愛する諸国民ではないという国を、誰がどう決めるようになるのかというのが分かっていたら教えていただきたいと思います。

議長（松浦隆起君）

8番、宮崎さん。

8番（宮崎知恵子君）

すいません。

最初の質問は。現在の解釈。

議長（松浦隆起君）

休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時28分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番、宮崎さん。

8番（宮崎知恵子君）

請願書のとおりでございます。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

13番、岡村統正君。

13番(岡村統正君)

ただいまの議員発議について、反対の立場から申し上げます。

この問題については。

議長(松浦隆起君)

休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分

議長(松浦隆起君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番(岡村統正君)

大変失礼いたしました。

この発議については、私は反対の立場から意見を申し上げたいと思います。

この憲法九条っていうのは、まだ国会でも議論が始まってはいない、まだ国民にも訴えてもいないという状況で、国のほうから提言があって初めてこの問題に触れていく問題ではないのかなというふうに考えます。

当然相手国もあることでありますし、確かに現状はかなり厳しいような状況でありますけど、一地方議会からこういった意見書を出すのは、いかがなものかというふうに考えます。

今後においては、議論が深まったときにこういったものを皆さんと真剣に考えていくべきじゃないかということで、私は反対の立場から、現在では賛成はできないということでございます。以上です。

議長(松浦隆起君)

反対討論を終わります。

賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第1号、「憲法前文 平和を愛する諸国民に該当しない国に対して憲法解釈を変更し、憲法九条の適用除外を求める」ことについての意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。

したがって、発議第1号は否決されました。

日程第40、議員派遣について、を議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思いをします。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣はお手元に配付のとおりと決定しました。

日程第41、委員会の閉会中の継続審査及び調査について、を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長、挨拶を願います。

町長、片岡君。

町長(片岡雄司君)

それでは、令和8年3月定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

本定例会におきまして提出させていただきました議案38件につきまして、適切なるご審議の上、全てご承認をいただきました。誠にありがとうございます。

ご承認いただきました令和7年度補正予算並びに令和8年度当初予算につきましては、関係課局と連携、情報共有し、スピード感を持って事業実施に取り

組んでまいります。

今後におきましても厳しい財政状況ではありますが、引き続き、住民目線で生活に密着した政策を実施させていただきますので、議員の皆様におかれましてはご指導、ご協力を引き続きよろしくお願いをいたします。

また、今定例会の一般質問におきまして、8人の議員の皆様からご質問をいただきました。今後の佐川町にとっての重要な課題についての内容のご質問であり、より一層身の引き締まる思いでございます。ご質問いただきました内容につきましては、関係機関ともしっかりと協議をさせていただき、対応させていただきますと思っております。

いよいよ新年度が始まります。新年度におきましても多くの課題があろうかと思っておりますが、引き続き住民の皆様のために、副町長、教育長そして何より役場職員と一緒に、全力で町政運営に取り組んでまいり所存でございます。

今後とも、佐川町の魅力を今以上に発信し、佐川町出身の多くの方々が、ふるさと佐川を誇りに思い、自慢できるまち、そして住んでよかったと思っただけのまちとなるよう、重要課題であります人口減少対策に全力で取り組んでまいりたいと思っております。

議員の皆様には、一緒になって佐川町を盛り上げていただきますようご提案、そしてご指導、ご協力をよろしくお願いをいたします。

終わりになりますが、桜の開花の季節となりました。季節の変わり目で気温の変化もありますので、議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康にご留意され、引き続き、町政発展のためにご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

今定例会、誠にありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

本日の会議は、これもちまして終わります。

令和8年3月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時35分